

入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の基準を満たし、食事を提供しています。

- 管理栄養士によって管理された食事を提供しています。
- 患者の年齢、病状によって適切な食事を提供しています。
- 適時(夕食は午後 6 時以降)・適温で食事を提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額(自己負担額)について

入院中の食事にかかる費用のうち、
下表の標準負担額(自己負担額) が掛かります。

| 区 分 | | 標準負担額 (1食あたり) | |
|--------------|---------------------|--------------------------|---------|
| 70 歳未満 の方 | 一般の方 (下記以外の方) | 4 9 0 円 | |
| | 住民税非課税世帯 | 過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日以下 | 2 3 0 円 |
| | | 過去 12 ヶ月の入院日数が 91 日以降 | 1 8 0 円 |
| 70 歳以上 の方 | 一般の方 (下記以外の方) | 4 9 0 円 | |
| | 住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ) | 過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日以下 | 2 3 0 円 |
| | | 過去 12 ヶ月の入院日数が 91 日以降 | 1 8 0 円 |
| | 住民税・低所得非課税世帯 (低所得Ⅰ) | 1 1 0 円 | |

- ◎ 入院時食事療養費は、1 食あたりの負担となります。
- ◎ 低所得者については標準負担額の減免制度があります。
 - ・70 歳未満で住民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」の申請を行って下さい。
 - ・70 歳以上で低所得者Ⅰ 又はⅡの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を行って下さい。
 - ・認定証は、必ずご提示ください。